

東村山市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所運営規程

平成12年3月24日

規程第35号

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人東村山市社会福祉協議会が開設する東村山市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の居宅介護支援専門員が、利用者又はその家族等に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 居宅介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたった保健医療サービス及び福祉サービスを行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 東村山市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所
- 2 所在地 東京都東村山市野口町1丁目25番地15

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び常務の管理を一元的に行う。
- 2 居宅介護支援専門員 4名以上（管理者を含む）
居宅介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成、サービス実施状況の継続的な把握・評価、介護保険施設等への紹介等、医療との連携を行う。
- 3 事務職員 1名以上（非常勤職員）
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(居宅介護支援の内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 1 居宅介護サービス計画の作成。
 - 2 居宅支援サービス計画の作成。
 - 3 利用者の相談を受ける場所及びサービス担当者会議の開催場所は、事業所とする。
 - 4 介護支援専門員はサービス計画の作成に当たり、作成前に必ず居宅訪問するものとする。また、必要に応じて居宅訪問を行う。
 - 5 使用する課題分析票は、全国社会福祉協議会方式等を使用する。
- 2 次条の通常の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- 1 事業所から、片道おおむね5キロメートル未満 300円
 - 2 事業所から、片道おおむね5キロメートル以上 500円
 - 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けるとする。

(通常の実施地域)

第7条 通常の実施地域は、東京都東村山市の区域とする。

(苦情処理)

第8条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが計画に位置付けた指定介護サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するものとする。

- 2 提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若

しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第9条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

第10条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での指定居宅介護支援の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待の防止のための措置)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について居宅介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所居宅介護支援専門員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第12条 事業所は、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合

を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）は行わない。

- 2 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、居宅介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理）

第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について居宅介護支援専門員に周知する。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、居宅介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（その他運営についての留意事項）

第15条 事業所は、居宅介護支援専門員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後6ヶ月以内
 - 2 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人東村山市社会福祉協議会会長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、令和5年10月17日から施行する。

この規程は、令和6年8月1日から施行する。